

## 横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポット制度構築事業 協働事業者の選定に係る募集要項

### 1 公募の趣旨

都市部である横浜市は、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）のポテンシャルに限りがあり、市内の電力を再エネに転換するには市域外からの再エネ導入が必要不可欠である。そのため、再エネポテンシャルを豊富に有する主に東北地方の自治体と再エネに関する連携協定を締結し、自治体間で連携して、持続可能な再エネ開発の在り方や市内での再エネ利用拡大、連携協定先自治体の地域活性化に寄与する方策について検討を進めている。

横浜市は連携協定の取組の一環として、「連携協定先自治体へ訪問する再エネ見学ツアー」の企画・実施を行い、当該電気メニューに係る自治体や再エネ電源の理解を深めることで市内需要家に対する再エネ切替えへの啓発を実施してきた。

今後は、再エネ切替えへの啓発に加え、連携自治体における地域活性化、横浜市民への環境教育の促進も目的とする新たなツアーを、民間事業者主導のもと実現させていくことを目指す。また横浜市は、新たなツアーの普及を支援する制度（例：市がツアーを認定する制度等）を運用していく。

これらの新たなスキームを構築することを目的とし、民間事業者と協働で新たな再エネモデルツアーの実施及び評価検証、横浜市による支援制度の内容の検討（以下、「本事業」という。）を行うため、本事業の協働事業者及び提案を募集する。

※1 「市がツアーを認定する制度」とは、一定の要件を満たした民間事業者が運営する連携協定先自治体に訪問するツアーに対し、横浜市が認定を行い、当該ツアーのPRや、参加した旅行者への認定、連携自治体のツアーコンテンツの掘り起こしの支援を行う等を実施する制度を想定している。概要については別紙1に示す。

※2 横浜市の再エネに関する連携協定に関する目的、これまでの取組、課題等の詳細については別紙2を参照すること。

### 2 参加資格

次のすべてに該当する法人格を有する団体とする。

- (1) 旅行業法の第一種旅行業務または第二種旅行業務に登録していること。
- (2) 横浜市市民協働条例に基づく協働契約を締結できる者であること。
- (3) 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（更正又は再生の手続開始

始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。) でないこと。

- (8) 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- (9) 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていること。

### 3 事業内容

事業内容は次のとおりとする。なお本事業の実施にあたり、横浜市市民協働条例第8条に規定する市民協働条例の基本原則に則り、事業を行うものとする。また、協働事業者は横浜市市民協働条例第12条に基づき別途協議を行い、事業目標及び実施計画を作成すること。

#### (1) 再エネモデルツアーアの企画

本事業は、横浜市から再エネに関する連携協定を締結する自治体（以下、「連携自治体」という。）を訪問するツアーアのことをいう。協働事業者は、連携自治体で再エネなどを学べるモデルツアーアを企画する。連携自治体とは、次の17の自治体のことをいう。なお、連携自治体が増えた場合、その自治体を対象としても良い。

表1 横浜市と再エネに関する連携協定を締結する自治体

都道府県	市町村
青森県	横浜町
岩手県	久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、輕米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
秋田県	湯沢市、八峰町、大潟村
福島県	会津若松市、郡山市、いわき市
茨城県	神栖市

また、ツアーアの企画は原則、以下の内容を満たすものとする。

- ア 訪問する連携自治体は1自治体以上とする。
- イ ツアーアの行先となる自治体（以下、「開催地」という。）は協働事業者の提案を元に、横浜市及び開催地の職員（以下、「開催地自治体」という。）と協議の上決定する。
- ウ ツアーアの行程は協働事業者の提案を元に、横浜市及び開催地自治体と協議の上決定する。
- エ ツアーアの開催期間は一泊二日以上とする。なお、参加者が理解を深めるための事前及び事後学習の実施も可とする。
- オ 開催日は平日を基本とする。また、開催時期は関係者及び開催地自治体と協議の上決定する。
- カ 訪問先には開催地に立地する再エネを創出する設備を含める。なお、含めることが困難な場合は、開催地に立地する再エネ電力を発電する設備を所有する発電事業者等の関係者の講義に代えることができる。
- キ 訪問先地域への関心を高め、交流促進に寄与する内容（訪問先自治体の地域課題を考える、地

域の産業・特産品などに触れるなど) をツアーの内容に含む。

- ク ツアーの起点及び終点は協働事業者の提案による。
- ケ ツアーの募集人数は協働事業者の提案による。ただし、最小催行人数は10名以上とする。
- コ ツアー参加者について、参加者は①横浜市内に本社または事業所を所有する事業者に就業する者、または②横浜市内に立地する教育機関に在勤・在学する者とする。なお横浜市から1名または2名を参加者に含める。また、次の要素が含まれていることが望ましい。

(①事業者の場合)

- ・特定の企業に偏らず、大企業と中小企業がそれぞれ含まれていること
- ・参加者は、経営者、企業の再エネ導入や社員研修プログラムの担当者であること

(②教育機関の場合)

- ・探究型学習や修学旅行の企画を担当する教職員
- ・公立と私立、高校と大学など、様々な属性の教育機関からの参加

ただし、本条件で3(1)ケの最少催行人員を満たせない場合は、横浜市と協議することができる。

サ ツアーの具体的な集客方法は協働事業者の提案による。なお、募集等にかかるチラシ等の要否は協働事業者の提案による。ただし、チラシ等の作成は協働事業者が行う。

シ ツアー当日の運営人数は協働事業者の提案による。ただし、横浜市は運営人数に含めない。

(2) 再エネモデルツアーオの運営

協働事業者は、3(1)により構築したツアーを運営する。運営にあたっては、以下の内容を満たすこと。

- ア 3(1)サで明示した集客方法で参加者の募集を実施すること。
- イ 実施に当たり、必要な備品等について用意すること。
- ウ ツアー運営において発生する交通費・会場費・宿泊費・謝金等の支払いを行うこと。
- エ ツアーの参加費用の集金を行うこと。
- オ 当日のツアー中の参加者の交通手段の手配及び運営を行うこと。
- カ 参加者の安全に十分に配慮して運営を行うこと。ツアー中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合は、参加者の安否確認や安全確保等、対応を適時適切に行うこと。また、保険への加入手続きなど滞在に必要な措置を適切に講じること。
- キ 参加者にツアーに対する感想・意見(良かった点、改善点、参加費に対する意見など)・参加動機等に関するアンケートを行うものとする。なおアンケート項目は事前に横浜市と調整すること。

(3) 再エネ連携協定に係るツアーサポート制度の検討、効果検証及び報告書作成

協働事業者は、横浜市の再エネ連携協定に係るツアーサポート制度の内容(協賛、PR等)の検討を行う。またツアー実施後に、ツアーの事業及び収支等の実施報告と、当該支援制度によるツアーオの継続的な実施是非等の検証結果について、事業期間までに横浜市に報告する。なお、検証、報告書作成及び制度検討にあたっては事前に横浜市と調整するとともに、以下の内容を含めること。

- ア 支援制度において、つぎの3者それぞれのメリット
  - ・ツアーオを企画・実施する民間事業者

- ・ツアーディレクターの目的地となる自治体、地域の関係者

- ・ツアーパートナー

- イ 連携自治体が新たなツアーディレクション開発に参加し、ツアーディレクションができるような支援策
- ウ 制度を運営する横浜市の負担（業務内容、予算等）
- エ ツアーパートナーの当該ツアーディレクションに関する意見等に基づく当該ツアーディレクションの適正価格予想
- オ ツアーパートナーの当該ツアーディレクションの内容に関する意見等に基づく当該ツアーディレクションの改善点の整理
- カ ツアーディレクションにおいて問題となった点等の整理
- キ 支援制度の検討・検証結果
- ク 参加者に合意の上での写真等による記録（今後の支援制度検討やツアーディレクションの広報・宣伝用）

#### 4 役割分担及び費用分担

本事業は横浜市と協働事業者が連携して企画及び運営を行う。本事業における役割分担は次のとおりとする。

表2 役割分担の考え方

	横浜市	協働事業者
役割	本事業に係る企画・調整の支援、横浜市関連の情報提供、集客等プロモーションの支援、その他提案により求められる事項、支援制度の検討等	本事業に係る企画・調整・検証、各種手配（訪問先、宿泊先、乗車券、備品等）、各種業者へ支払い業務等、集客等プロモーションに係る業務、報告書作成、支援制度の提案等

本事業に係る費用負担については、協働事業者からの提案内容を踏まえ、横浜市は当該事業に対し、1事業者あたり上限5,000千円を負担するものとする。なお協働事業者の費用分担の考え方は次のとおりとする。

表3 費用分担の考え方

	横浜市	協働事業者
ツアーディレクション中の移動費	○	○
ツアーディレクション中の宿泊費	○	○
ツアーディレクション中の施設借上及び利用費	○	○
起点までの移動費		○
ツアーディレクション外の宿泊費		○
ツアーディレクション中の飲食費		○
ツアーディレクション中の活動費（入場料等）		○
チラシ等集客に係る費用	○	○
企画作成に係る費用	○	○
開催地訪問の調整に係る費用	○	○
報告書等作成費	○	○
その他事業実施に必要な経費		○

具体的な金額は、協働事業者決定後、協働事業者にて事業費内訳等を作成し、横浜市と協議を行い決

定する。また協議の結果を別途締結する協働契約書にて定める。

なお、協働事業者負担の項目は参加者負担とすることができます。

## 5 本事業の流れ

### (1) 協働契約の締結

本事業の実施にあたり協働契約を締結する。契約期間は令和8年3月31日までとし、内容については横浜市と協議のうえ決定する。なお協働契約は協働事業者の合意のもと横浜市市民協働条例を適用し「協働契約（負担金型）」として締結することを想定している。協働契約書の案は別紙3のとおり。また、協働事業者が協働契約の定めることに違反した場合には、協働契約を解除することがある。

### (2) 実証の実施

本募集要項、協働事業者の提案内容、協働契約の内容等に基づき実証を実施する。

### (3) 報告書作成及び事業費の確定

実証実施後、協働事業者は事業報告書及び収支報告書等を作成し、横浜市に提出する。横浜市の負担額については、各報告書に基づき額を確定し横浜市から通知する。また、横浜市市民協働条例第15条に定める事業評価を相互に行う。

## 6 事業期間

協働契約締結日から令和8年3月31日まで

## 7 スケジュール

公募開始から実証の実施までのスケジュールは、次のとおりとする。

表4 公募から取組までのスケジュール（予定）

日程	内容
令和7年10月1日	公募開始
令和7年10月14日	参加意向申出書の提出期限 質問書の提出期限
令和7年10月17日	提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付 質問書に対する回答の送付
令和7年10月31日	提案書提出期限
令和7年11月中旬	ヒアリングの実施 評価委員会の実施
令和7年11月中旬から下旬	結果通知書の送付、結果公表
令和7年11月下旬以降	協働契約の締結、検証の実施
令和8年3月31日	本提案における実証の終了

## 8 参加手続き等

## 別紙4の「提案書作成要領」のとおり

### 9 評価委員会及び評価に関する事項

#### (1) 評価委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表5 評価委員会の構成

名称	横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポーツ支援制度構築事業評価委員会
所掌事務	・提案書の評価 ・評価の視点、評価項目の確認 ・評価の集計 ・ヒアリング
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素移行推進部循環型社会推進課長
委員構成	脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画部戦略企画課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素移行推進部脱炭素マネジメント課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素移行推進部脱炭素ライフスタイル推進課担当課長 にぎわいスポーツ文化局観光MIC振興部観光MIC振興課担当課長

#### (2) 主な評価項目

提案は、別紙5の「評価基準」を踏まえて総合的に評価を行う。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

#### (3) 提案の選定方法

- ア 提案は、3(1)コで規定する参加者①または②どちらかを決定して提案すること。それぞれの参加者の種別にて、出席委員の評価点数の合計が高い提案を選定する。ただし、提案内容の総得点が満点の2分の1に満たない提案は選定しない。
- イ 前項において、3(1)コで規定する参加者①または②どちらかの種別において、提案の提出が無い場合には、もう一方の種別において、出席委員の評価点数の合計が高い上位2つの提案を選定する。
- ウ 評価点が同点の場合、出席委員の多数決により順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が順位を決定する。

### 10 その他留意事項

- (1) 本事業の履行で知り得た情報は、本市の承諾なく外部へ漏らし、また、持ち出してはならない。
- (2) 個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、必要な個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 協働事業者は、個人情報の保護に関する法律、個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 協働事業者は、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措

置をとること。

- (5) 各業務の履行中に事故が発生した場合は、被害を最小限に留めるよう努めるとともに、直ちに市へ口頭または電話等で状況を報告すること。安全確認後速やかに報告書等の書面で詳細を報告すること。
- (6) 情報を電子計算機処理等により取り扱う場合は、市と協議の上、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に準じた取扱特記事項を締結すること。

## 11 参考資料等一覧

- (1) 横浜市市民協働条例

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodomanabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/0026\\_20180709.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodomanabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/0026_20180709.pdf)

- (2) 横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引き

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodomanabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/kaisyakunotebiki.pdf>

- (3) 個人情報取扱特記事項

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

- (4) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>